

請願・陳情參考資料

平成25年6月7日

會計管理者

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年-7 (H25.5.9)	会計管理	<p>印刷物発注に関する契約制度の改善について</p> <p>鳥取市徳尾 125 番地 14</p> <p>鳥取県印刷工業組合 理事長 松下栄一郎</p>	<p>1 一括下請け（丸投げ）禁止の徹底</p> <p>(1) 印刷時における立ち会い</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要印刷物である選挙用印刷物、県証紙等については、印刷時に立ち会いを行っているが、その他の印刷物については、印刷時の立ち会いは行っていない。 <p>(2) 印刷機器の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 「入札参加資格」として、「印刷業者において県内に自社の印刷設備を有し、その設備を用いて印刷を行うこと。（印刷の外注は原則として認めない。）」としている。（違反した場合は指名停止となる。ただし、実績はない。） また、「印刷物仕様書」において、入札参加資格として「本仕様書の印刷方法による印刷設備を有する業者」と記載している。 <p>2 「予定価格」の適正化並びに「積算内訳書」添付の義務化</p> <p>(1) 予定価格の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格の設定は、印刷物積算システム（専用ソフト）により算定している。この専用ソフトは、現在全国で100機関を超える官公庁や地方自治体において使用されているものであり、標準的かつ客観的なシステムにより、適正に予定価格を設定していると考えている。 <p>(参考) 中国各県では、本県を含め3県で専用ソフトにより算定している。</p> <p>(2) 「積算内訳書」添付の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書に「積算内訳書」を添付することは、過度に安価な見積りを防止するのに一定の効果をもつと思われるが、現在、「積算内訳書」の添付は義務づけていない。 <p>なお、一般競争入札案件については、平成22年1月から最低制限価格制度により、過当競争の抑制を図っているところである。</p>